

IV 環境整備

1 まちの美化推進

ここ数年、都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることで、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

(1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

▽自主清掃（市内事業所・市民団体）※それぞれ延べ数

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
団体数(団体)		157	166	104	126	157
参加者数(人)		9,413	10,197	6,422	6,819	7,868

▽環境美化の日啓発活動(毎月20日)

毎月20日(土日祝日のときは直前の平日)に市民、事業者と協力し府中駅周辺環境美化推進地区において清掃活動及び、美化啓発の呼びかけを実施しています。

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
府中	参加者数(人)	1,516	1,210	1,994	1,282	1,538
	参加団体数(団体)	313	224	301	248	312
	(実施日数)	(12日間)	(8日間)	(11日間)	(8日間)	(11日間)

▽ 環境美化推進地区一斉清掃・美化啓発キャンペーン

市民、事業者等と協力し、市内の環境美化推進周辺の一斉清掃及び美化啓発キャンペーンを実施しています。(中河原地区については平成21年度から実施しており、平成23年度から年3回に変更。分倍河原地区については平成24年度から実施。)

種別		年度				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中河原	参加者数(人)	456	247	311	342	152
	参加団体数(団体) (実施日数)	27 (3日間)	38 (3日間)	34 (3日間)	38 (3日間)	36 (3日間)
分倍河原	参加者数(人)	71	63	51	60	67
	参加団体数(団体) (実施日数)	3 (1日間)	6 (1日間)	5 (1日間)	10 (1日間)	11 (1日間)

▽ 喫煙禁止路線啓発・マナーアップキャンペーン

むさし府中青年会議所の主導で市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーンを実施しています。

種別		年度				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
参加者数(人)		458	300	272	289	270
実施日数(日)		11	8	9	9	9

▽ 喫煙禁止路線パトロール

市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木に加え、市が必要と認める駅周辺について、路上喫煙・ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上の指導・啓発活動を実施しました。

種別		年度				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施期間(日)		180	180	258	267	281
指導数(人)		876	734	885	1,206	1,088
うち 男(人)		817	678	800	1,102	1,044
うち 女(人)		59	56	85	104	44

▽ 喫煙禁止路線・環境美化推進地区の路面表示の点検・整備

市内5駅周辺の環境美化推進地区及び喫煙禁止路線に表示している路面シールについて、点検、整備を実施しています。路面シールの新規貼付及び破損個所の貼換えを実施しました。

種別		年度				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
喫煙禁止路線(枚)		89	-	85	6	101
環境美化推進地区(枚)		-	43	-	36	-

(2) 多摩川清掃市民運動（昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と、市民相互の親睦を図るために実施しています。毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しております。多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	24年度 (第39回)	25年度 (第40回)	26年度 (第41回)	27年度 (第42回)	28年度 (第43回)
参加者数	(人)	4,895	4,635	5,205	4,476	4,821
ごみ収集量	(t)	6.25	4.26	4.53	2.34	4.16

(3) 違反屋外広告物除却（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
はり紙	(枚)	6,336	3,219	9,543	3,378	3,633
はり札	(枚)	5,549	6,731	7,108	10,346	11,174
立看板	(台)	22	3	26	8	30
その他	(個)	13	1	21	0	7
合計		11,920	9,954	16,698	13,732	14,844

(4) 屋外広告物許可（昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告塔	19	379	15	293	18	405	11	165	15	263
広告板	134	959	91	638	121	899	108	606	134	1,044
アドバルーン	1	2								
計	154	1,340	106	931	139	1,304	119	771	149	1,307

市の許可分

種別	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	単位								
広告板	105	467	93	494	95	449	95	444	109	573
広告幕			5	7	7	7	6	8	12	17
アドバルーン					1	2				
はり紙・はり札									2	2
計	105	467	98	501	103	458	101	452	123	592

2 環境衛生対策

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地・空き家の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫(毛虫、ヤスデ等)及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

(1) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切りはさみ、薬剤散布用簡易噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。薬剤の配布はしておりません。

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
簡易噴霧器貸出数	(台)	148	106	83	71	69
高枝切りはさみ貸出数	(本)	170	179	171	185	153

(2) 空き地・空き家整備指導

空き地・空き家の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取り、建築物などの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

また、23年度には市内の空き家(管理されず荒廃した家屋)の調査委託を実施し状況を把握しました。その結果、空き家を81戸確認しました。

ア 空き家の対応状況

区 分	件 数	区 分	件 数
27年4月1日現在	78	28年4月1日現在	95
新規相談件数	39	新規相談件数	80
解決件数	22	解決件数	55
28年3月31日現在	95	29年3月31日現在	120

イ 空き地の整備状況

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
整備済地	(㎡)	46,658	41,654	42,421	39,969	19,034
未整備地	(㎡)	3,289	3,118	2,664	1,682	1,671
整備率	(%)	93.4	93.0	94.1	96.0	91.9

(3) ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ハチ類駆除	(件)	151	137	172	221	255
スズメバチ相談	(件)	201	175	193	223	236
その他ハチ類相談	(件)	492	229	167	287	255
ハチ類相談合計	(件)	693	404	360	510	491

相談件数には、ご相談を受けた後に駆除を行った件数が含まれます。また、その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

(4) 住環境獣対策事業

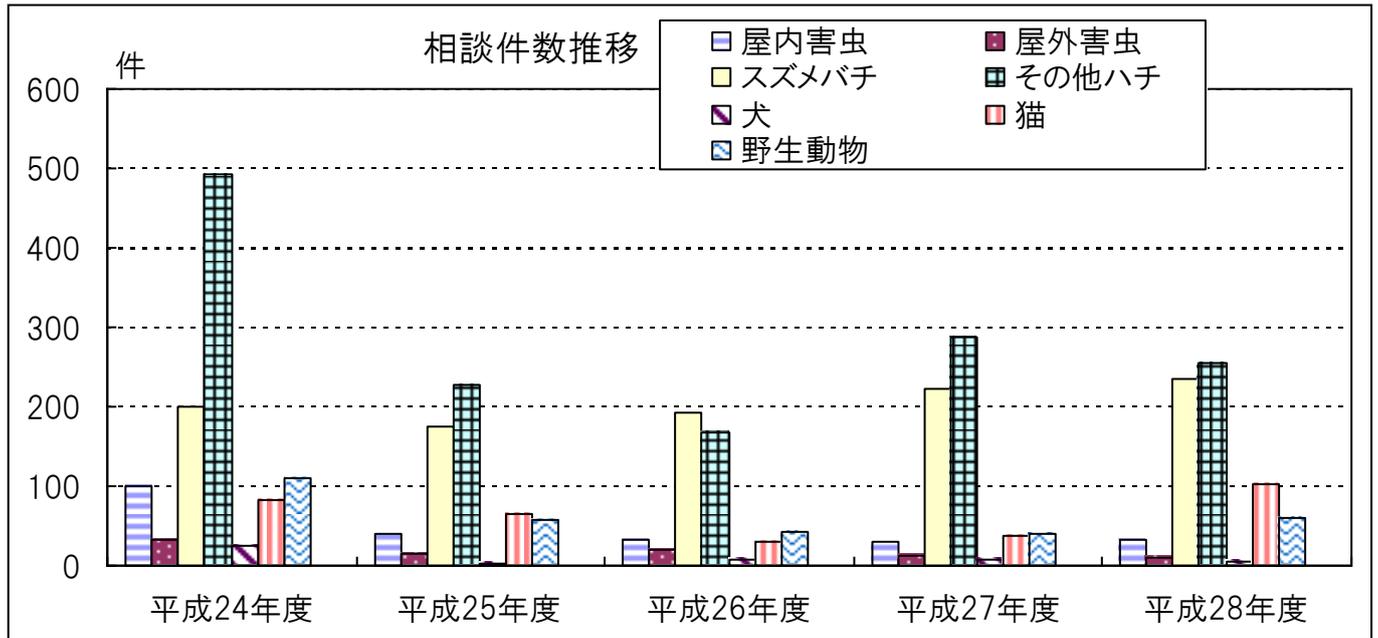
人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年次第にハクビシンについての相談が多くなってきています。

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ハクビシンの処理	(件)	19	9	19	18	17
ヘビの処理	(件)	0	1	0	0	2
その他の処理	(件)	2	5	1	1	6
野性動物の相談	(件)	110	57	42	41	61

相談件数には、ご相談を受けた後に処理を行った件数が含まれます。

(5) 各種相談件数



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
屋内害虫	101	39	33	30	33
屋外害虫	33	15	21	13	9
スズメバチ	201	175	193	223	236
その他ハチ	492	228	167	287	255
犬	24	3	8	7	6
猫	82	66	29	37	102
野生動物	110	57	42	41	61
合計	1,043	583	493	638	702

3 ねこ去勢不妊手術費補助

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成20年度で廃止)、飼い主のいない猫)去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

(1) 去勢・不妊手術の促進 (平成4年度から実施)

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	飼い主のいない猫 (頭)	去勢	88	86	77	83
不妊		113	112	113	111	101
合計		201	198	190	194	179

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度以降は実施していません。